暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

一般社団法人 JBN・全国工務店協会　代表理事　殿

私／当社は、JBN 会員入会申込にあたり、本「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」下記１．から６．までの記載事項に対して確約し表明いたします。その証として会員申込書の「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明･確約書」確認欄に☑を入れますので､入会の承認をお願い致します。

１．私／当社は、役員、親会社及び小会社並びにそれらの役員を含め、以下の①から⑥までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に運営に実質的に関わらせ又は賃金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とすること等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。

①　暴力団
②　暴力団員
③　暴力団準構成員
④　暴力団関係企業
⑤　総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
⑥　その他①から⑤までに準ずる者

２．私／当社は、自ら又は第三者を利用して以下の①から⑤までに該当する行為を将来にわたって行なわないことを確約します。

①　暴力的な要求行為
②　法的な責任を超えた不当な要求行為
③　脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④　風説を流布し、偽計又は威力を用いてＪＢＮの信用を毀損し、又はＪＢＮの業務を妨害する行為
⑤　その他犯罪行為又は①から④までに準ずる行為

３．私／当社は、１．の①から⑥までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは２．の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は１．に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なしで除名されても一切異議を申したてず、又、貴法人に対して賠償ないし補償を求めないことを確約します。

４．３．により貴法人に損害が生じた場合には、貴法人が受けた損害の一切について　私／当社が賠償の責めを負うものとします。

５．３．により承認会員の承認を取り消すべき事実が判明した場合、承認取得申込者は、ＪＢＮが受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。

６．私／当社は、私／当社、当社の役員、親会社及び子会社並びにその役員等が１．の①から⑥までに掲げる者から２．の①から⑤までのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、貴法人に直ちに報告を行なうとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。

一般社団法人ＪＢＮ・全国工務店協会